

改正後	現行
<p>公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事条件付き 一般競争入札事務取扱要綱</p>	<p>公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事条件付き 一般競争入札事務取扱要綱</p>
<p>平成25年5月8日制定 平成30年3月16日(最終改正)</p>	<p>平成25年5月8日制定 平成29年6月10日(最終改正)</p>
<p>第1条～第3条【省略】</p>	<p>第1条～第3条【省略】</p>
<p>(入札参加資格) 第4条 建設工事の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。 (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。 (3) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者若しくは同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者又は支援センター有資格建設業者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 参加資格規則第6条第1項に規定する建設工事の場合は、同項の規定により決定された等級が、土木一式工事又は建築一式工事にあつては特A級又はA級、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事にあつてはA級又はB級の者であること。 (6) 指定された区域内に本店を有する者であること。なお、県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。 (7) 前条第2項の表の2の欄の地域限定型(単体Ⅱ)以外の施行形態の建設</p>	<p>(入札参加資格) 第4条 建設工事の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。 (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。 (3) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者若しくは同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者又は支援センター有資格建設業者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 参加資格規則第6条第1項に規定する建設工事の場合は、同項の規定により決定された等級が、土木一式工事又は建築一式工事にあつては特A級又はA級、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事にあつてはA級又はB級の者であること。 (6) 指定された区域内に本店を有する者であること。なお、県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。 (7) 前条第2項の表の2の欄の地域限定型(単体Ⅱ)以外の施行形態の建設</p>

工事については、入札に係る建設工事と同種の建設工事の建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値が、理事長が別に定める点数以上の者であること。

- (8) 過去10年間(特殊専門的な工事においてやむを得ないと判断される場合は、15年間)に当該建設工事と同種の建設工事の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (9) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を工事現場ごとに置くことができる者であること。なお、請負工事設計額が4億円以上の建設工事の場合は、専任で置くことができる者とする。
- (10) 青森県建設業者指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置等を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (11) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく指名停止の措置が行われたものを除く。)が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (12) 本条第10項及び第11項の事実については、契約に係る指名停止等に関する申立書(第2号様式の1。以下、「申立書」という。)の提出により確認するものとする。
- (13) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (14) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (15) 警察当局から理事長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) その他理事長が入札を適正かつ合意的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

工事については、入札に係る建設工事と同種の建設工事の建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値が、理事長が別に定める点数以上の者であること。

- (8) 過去10年間(特殊専門的な工事においてやむを得ないと判断される場合は、15年間)に当該建設工事と同種の建設工事の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (9) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を工事現場ごとに置くことができる者であること。なお、請負工事設計額が4億円以上の建設工事の場合は、専任で置くことができる者とする。
- (10) 青森県建設業者指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (11) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく指名停止の措置が行われたものを除く。)が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (12) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (13) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (14) 警察当局から理事長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) その他理事長が入札を適正かつ合意的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

第5条～第7条【省略】

(申請書及び申立書の提出)

第8条 入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(第2号様式。以下、「申請書」という。)及び申立書(第2号様式の1)を、持参により提出させるものとする

2 申請書及び申立書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 申請書及び申立書の提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (2) 申請書及び申立書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。
- (3) 申請書及び申立書は、返却しないこと。
- (4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

第9条～第15条【省略】

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事参加申込型指名競争入札事務取扱要綱(平成24年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

第5条～第7条【省略】

(申請書の提出)

第8条 入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(第2号様式。以下、「申請書」という。)を、持参により提出させるものとする

2 申請書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 申請書の提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (2) 申請書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。
- (3) 申請書は、返却しないこと。
- (4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

第9条～第15条【省略】

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事参加申込型指名競争入札事務取扱要綱(平成24年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別紙(第6条関係)

その1(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ))により契約を締結しますので、公告します。

記

1～2(11)【省略】

2(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置等を受けていない者であること。

2(13)～3【省略】

4 指名停止の措置等

申立書(第2号様式の1)の提出により、地方公共団体等から指名停止の措置等を受けていないことを確認する。

(1) 提出期限 年 月 日(持参に限る。)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

別紙(第6条関係)

その1(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ))により契約を締結しますので、公告します。

記

1～2(11)【省略】

2(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

2(13)～3【省略】

5 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年月日までに、書面により、公益社団法人あおもり農林業支援センターに提出すること。

6 現場説明

なし。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 年月日 午前(後) 時 分

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年月日までに、書面により、公益社団法人あおもり農林業支援センターに提出すること。

5 現場説明

なし。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 年月日 午前(後) 時 分

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1

青森県共同ビル 階 会議室

8 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(IV) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは理事長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約について

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1

青森県共同ビル 階 会議室

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(IV) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは理事長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約について

は、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

入札条件

- (1) 別に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を提

は、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

入札条件

- (1) 別に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を提

出すること。

入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

その他

- (1) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

事務所の所在地

- (1) 名称 公益社団法人あおもり農林業支援センター

出すること。

入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

その他

- (1) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

事務所の所在地

- (1) 名称 公益社団法人あおもり農林業支援センター

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1
(電話 017-773-3131)

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1
(電話 017-773-3131)

別紙(第6条関係)

その2(一般型(単体)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(一般型(単体))により契約を締結しますので、公告します。

記

1～2(11)【省略】

2(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置等を受けていない者であること。

2(13)～3【省略】

4 指名停止の措置等

申立書(第2号様式の1)の提出により、地方公共団体等から指名停止の措置等を受けていないことを確認する。

(1) 提出期限 年 月 日(持参に限る。)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

別紙(第6条関係)

その2(一般型(単体)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(一般型(単体))により契約を締結しますので、公告します。

記

1～2(11)【省略】

2(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

2(13)～3【省略】

5 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年月日までに、書面により、公益社団法人あおもり農林業支援センターに提出すること。

6 現場説明

なし。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 年月日 午前(後) 時 分

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年月日から 年月日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場所 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年月日までに、書面により、公益社団法人あおもり農林業支援センターに提出すること。

5 現場説明

なし。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 年月日 午前(後) 時 分

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1

青森県共同ビル 階 会議室

8 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(IV) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは理事長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約については、契

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1

青森県共同ビル 階 会議室

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(IV) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは理事長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約については、契

約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

12 入札条件

- (1) 別に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を提

約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

11 入札条件

- (1) 別に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を提

出すること。

13 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

14 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

15 事務所の所在地

(1) 名称 公益社団法人あおもり農林業支援センター

出すること。

12 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

13 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

14 事務所の所在地

(1) 名称 公益社団法人あおもり農林業支援センター

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1
(電話 017-773-3131)

(2) 場 所 青森市新町2丁目4-1
(電話 017-773-3131)

第2号様式の1(第4条第10項、第11項関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

平成 年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター
理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

当社は、貴殿発注の____契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から____契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) ____には、工事番号及び工事名 を記載すること。

(注2)この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方

支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。

(注3)「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

第3号様式(第9条関係)

条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表

工事名

公益社団法人 あおもり農林業支援センター

番号	申請者の 商号又は名称	本店の 所在地	支店等 の有無		等級		経営事項審査 総合評 定値	技術者の 専任配置	同種工事 の実績	税・社会保 険等の納入		資格 認定	指名停止 措置等の 申立書	否とする 場合の理由
			可	否	等級	可否				可否	可否			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

選定委員会決定(年 月 日)			
委員長	副委員長	委員	
理事長	事務局長	総務・担い 手支援課長	農地集約・ 集積課長

第3号様式(第9条関係)

条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表

工事名

公益社団法人 あおもり農林業支援センター

番号	申請者の 商号又は名称	本店の 所在地	支店等 の有無		等級		経営事項審査 総合評 定値	技術者の 専任配置	同種工事 の実績	税・社会保 険等の納入		資格 認定	指名停止 措置等の 申立書	否とする 場合の理由
			可	否	等級	可否				可否	可否			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

選定委員会決定(年 月 日)			
委員長	副委員長	委員	
理事長	事務局長	総務・担い 手支援課長	農地集約・ 集積課長